

富山県立総合衛生学院

実地視察教員養成機関の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

機関名	富山県立総合衛生学院		設置者名	富山県				
学科等の名称等		認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成29年度)				
学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数	
					実数	個別		
保健学科	25人	養護教諭一種免許状	昭和40年度	14人	14人	14人	2人	
入学定員合計		25人	合計		14人	14人	14人	2人
備考	・「学科等の名称等」欄は、平成30年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。							

教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成31年1月30日（水）

実地視察大学：富山県立総合衛生学院

実地視察委員：坂越正樹委員、伏木久始委員、采女智津江委員

【全般的事項】

- 教員養成に関する教育課程及び教員組織等について、教職課程認定基準等の観点ではおおむね問題無く実施されているものの、その他では是正すべき点も確認された。今後教員養成の水準の維持・向上に努めていただきたい。
- 教員配置及び科目のあり方等について、指導大学である富山大学の指導のもと、教員養成の水準の維持・向上に努めること。

【個別事項】

1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 教員養成に対する理念・構想を示しているが、それを具現化するための教職課程に対する全学的な組織、教育課程及び教員組織をより一層充実させるように努めていただきたい。具体的には、教職に関する全学組織で定められた教育課程の編成方針の下、その内容の点検・検討ができるような体制・仕組みの構築が必要であるため、教職課程を専門に取り扱う委員会等の設置を検討するなど、指導大学である富山大学と連携し、組織的な体制の強化を図っていただきたい。

2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

- 教職課程の科目において、教職の意義及び教員の役割・職務内容や、養護教諭としての教職にかかる内容を充実させていただきたい。また、学生便覧に教員免許状の取得にかかる履修方法を明示いただきたい。
- 指定教員養成機関においては、授業科目の開設にあたって、「養護に関する科目」と「教職に関する科目」のみならず、幅広く深い教養を身につけさせるように適切に配慮することが重要である。現在、経済学が一般教養科目として必修となっているが、他にも、建学の理念を反映させた一般教養科目を開設するなど、本学院の特徴を生かした授業科目を積極的に開設し、教育課程の充実に努めていただきたい。

3. 教育実習の取組状況

- すべての養護実習先に担当指導教員が複数回巡回指導するなど、丁寧な養護実習指導が行われていることは評価できる。
- 指導大学や関係組織との連携が不十分であるため、養護実習に関する連絡調整、成績評価及び実習計画の見直し等について、教職に関する全学組織で定められた教育課程の編成方針のもと、その内容の点検・検討ができるような体制・仕組みの構築により、養護実習の充実に努めていただきたい。

4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

- 教員採用試験や養護実習などについて、卒業生から在學生に向けた情報提供の機会が設けられるなど、卒業生との連携体制を構築していることは評価できる。

5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

- 教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、今後、学生が養護実習以外にも学校現場等での体験機会を得ることができるよう、卒業生・地元教育委員会・学校との連携・協働に努めていきたい。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

- 教職関連図書・雑誌については、おおむね整備されている。教職を志す学生が、教育に関する最新の情報を入手することができるように、引き続き図書環境の充実に努めていきたい。
- 施設・設備について、整備・充実している状況が確認された。

7. 指導大学（富山大学）の指導状況

- 教員養成機関制度は、当該教員の養成課程を置く大学による指導と承認のもとに運営されることが前提であることから（教育職員免許法施行規則第27条第2項）、今後は、指導大学である富山大学と緊密に連携をしながら、教職課程、教員組織、施設・設備等の在り方について検討し、より充実した教員養成を行うこと。

8. その他特記事項

- 教育職員免許法施行規則第31条第1項に定めるとおり、指定を受けた教員養成機関の設置者は、その教育課程を変更しようとするときは、文部科学大臣に申請してその承認を受ける必要がある。しかしながら、承認を受けないまま授業科目が実施されていたことが確認されたため、法令違反の状態となることのないよう適切な手続きを行うとともに、教職課程を点検する全学的な組織及び体制の構築に努めていきたい。
- 富山県で唯一の養護教諭の養成課程であり、県内で重要な役割を果たすことが期待される。今後とも、地域と連携しつつ、教員養成の水準の維持向上に努めていきたい。